

動物取扱業が登録制になりました！

**購入するときは
ご確認ください！**



**登
録**

ペットショップで
ペットを購入する
ときは、登録
番号を確認
してください
か？

**ペットの購入契約の際は、
「事前説明・署名」もお忘れなく。**

平成19年6月1日から動物(哺乳類・鳥類又は爬虫類に属するもの)の販売等を行う動物取扱業者は、都道府県等の登録を受けなければならなくなりました。

また、動物の販売等に当たっては、動物の特性や状態等についての「事前説明」や、「顧客による署名」等が必要になりました。

詳しくは、お近くの保健所にご相談ください。

宮崎県・各市町村・社団法人 宮崎県獣医師会